

岡山市歴史文化由来現地説明看板
「岡山歴史のまちしるべ」活用事業業務委託
仕様書（案）

岡山市政策局政策部事業政策課

第1章 総則

第1節 業務の目的

第2節 適用範囲

第3節 法令・条例等の適用

第4節 損害の賠償

第5節 貸与資料

第6節 プロジェクト管理

第2章 仕様概要

第1節 業務の内容

第2節 報告義務

第3節 契約時に提出する書類

第4節 納入成果物

第5節 知的財産権等

第6節 成果品の利用

第7節 成果品の瑕疵

第8節 業務期間

第9節 協議

第1章 総則

第1節 業務の目的

岡山市では、地域への愛着と誇りの醸成、地域の魅力発信のため、地域の歴史・文化の活用と継承を進めている。

その一環として、岡山市内の様々な地域の歴史や文化の由来等を現地で紹介する、岡山市歴史文化由来現地説明看板「岡山歴史のまちしるべ」（以下「歴史のまちしるべ」という。）を設置してきた。

令和7年度末時点で歴史のまちしるべは全247基となっており、今後、これらを活用し、市民及び来訪者が地域の歴史・文化に親しみ、楽しむことのできる環境づくりを進めていく。

そのため、歴史のまちしるべの内容や設置場所を幅広い年代の方々に分かりやすく伝え、現地への来訪を促進するための冊子、専用ウェブサイトを作成する。

第2節 適用範囲

歴史のまちしるべ活用事業業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、岡山市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

第3節 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

第4節 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

第5節 貸与資料

- (1) 次の資料は、岡山市から受託者に無償で貸与するものとする。
 - ・歴史のまちしるべの表示面データ（PDF形式）
 - ・盤面説明文の日本語テキスト及び多言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語）翻訳文テキスト（Word形式）

- (2) 貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した資料は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

第6節 プロジェクト管理

受託者は、岡山市の視点に立って、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、また、本業務の目的や岡山市の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握、品質レビューの実施、課題・問題点の早期発見と解決策の検討・実施、岡山市への迅速な状況報告等）を徹底すること。

プロジェクト管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持ち、適切な課題解決策、方法論を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実にプロジェクトを推進できる能力を有すること。また、プロジェクトの要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなどの課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、岡山市の承認を得た上で、これを実施すること。

第2章 仕様概要

第1節 業務の内容

業務の目的を達成するために必要な全ての業務を実施すること。主な業務の概要を、以下に示す。

(1) 本業務の実施方針とそれに基づいた実施計画の作成・実施

本業務の目的を真に理解し、その目的達成に向けた最も効果的な実施方針と、それに基づいた具体的な実施計画を作成し、実施すること。

実施方針、実施計画については、後述する各業務内容や、受託者が提案する企画内容を有機的に連動させ、相乗効果を図るようにすること。

(2) 冊子の制作等

歴史のまちしるべの内容や設置場所を幅広い年齢の方に分かりやすく伝え、現地への来訪を促進する冊子を制作すること。具体的な業務は次の通りとし、各業務は提案を基に岡山市と協議の上、決定・制作に入ること。

① 冊子の編集方針（全体構成、全体デザイン、看板の掲載順等含む。）の作成

全体構成は、目次やマップ、各看板の紹介、周遊コースの紹介等から構成することとし、分かりやすく、使いやすく、全体のデザインを通じて幅広い年齢・属性の方に愛されるものとする。また、看板の掲載順は、市民・来訪者にとって分かりやすく、目的とする看板を探しやすい順番にすること。

② 表紙・裏表紙の作成

市民・来訪者が積極的に手に取るような、ワクワク感のあるデザインとすること。

③ 目次、全体マップ、索引等の作成

手に取った方が、必要な情報に容易に到達できるよう工夫すること。

④ 各看板紹介の作成

各看板の紹介は、タイトル、説明文、画像、周辺マップ、所在地情報等を掲載することとし、実際に冊子をもって現地を訪れることを念頭に、目標となる建物や、正確な看板位置等を分かりやすく周辺マップに落とし込むこと。

⑤ 周遊コースの掲載

後述の同節（４）で設定する複数の周遊コースを掲載し、より一層の周遊・来訪を促す冊子となるよう工夫すること。

⑥ 冊子の仕様・備考

ア 作成部数は1,500部とし、配布先としては、区役所、支所、地域センター、学校（小学校、中学校、高等学校）、図書館、公民館、観光施設などを想定している。

イ 全面フルカラー印刷とし、仕上がり寸法はA5サイズとする。

ウ 冊子現物の納品時期は令和9年1月末を目指すこと。

エ 冊子データ（Illustrator 及びPDF）は、DVD-R等の記録媒体に格納し納品すること。なお、データは、岡山市がデジタルブックとして公開することを想定している。

（３）専用ウェブサイトの構築等

歴史のまちしるべの内容や設置場所を幅広い年齢の方に分かりやすく伝え、現地への来訪を促進する専用ウェブサイトを構築し、受託者の用意した環境において公開するとともに、運用管理・保守を行うこと。また、専用ウェブサイトのデザインは、同節（２）の冊子デザインとの統一感を図ること。具体的な業務は次の通りとし、各業務は提案を基に岡山市と協議の上、決定・構築等に入ること。

① 専用ウェブサイトの設計方針（全体構成、全体デザイン、遷移等含む。）の作成

専用ウェブサイトは、パソコン向け、スマートフォン向けの２つで構成することとし、それぞれの機器で正常に閲覧・利用できることを前提とする。

全体構成は、トップページ、マップ、検索機能、各看板紹介ページ、多言語翻訳文のテキスト表示、周遊コースの紹介、新着情報等から構成することとし、分かりやすく、使いやすく、全体のデザインを通じて幅広い年齢・属性の方に愛されるものとする。また、利用者の視点に立ち、各ページ、コンテンツへの導線が明確であり、目的とする情報にアクセスしやすい設計とすること。

② トップページの作成

市民・来訪者が積極的に訪問するような、ワクワク感のあるデザインとすること。また、各種OSでの自動読み上げ機能や多言語切り替え機能への案内を表示することとし、幅広い方の閲覧を可能にさせること。

③ 全体マップ、検索、インデックスの作成

全体マップは、看板の名称・位置が分かりやすくプロットされ、マップからサイト内の目的の看板のページに移動できるものとする。また、キーワード検索機能

(任意のキーワードを入れることで看板を検索できるもの)とインデックス(50音順や地域ごとの看板の並び等でリスト表示し、検索できるもの)を設けること。

④ 各看板ページの作成

各看板ページは、タイトル、説明文、画像、周辺マップ、所在地情報等を掲載すること。タイトル、説明文は、第1章第5節(1)で貸与する多言語翻訳文のテキストを切り替えによって表示できるようにすること。周辺マップは、対象看板へのナビゲート機能を有したものとすること。

⑤ 周遊コースの掲載

後述の同節(4)で設定する複数の周遊コースを掲載し、より一層の周遊・来訪を促せるよう工夫すること。

⑥ 新着情報ページ(新着情報投稿機能)の作成

新着情報を掲載できるページ(座)を作成すること。新着情報ページは、テキストや表示画像等からなり、随時作成・更新できるものとし、その見出し(遷移元テキスト)等がトップページに表示されるようにすること。

⑦ 専用ウェブサイトの仕様

ア 専用ウェブサイト内の各種情報(看板の説明文、位置、周遊コース等)は、運用後に変更、追加、削除される可能性があるため、加除修正が容易に行えるシステム構成とすること。

イ 専用ウェブサイトは、独自のドメインを取得すること。ドメインの管理者は受託者とする。令和9年3月末日までのドメインを使用する上で必要な経費は全て委託料に含むものとする。

ウ 運用サーバーやデータ用サーバーは、受託者において用意すること。サーバーの管理者は受託者とする。令和9年3月末日までのサーバーを使用する上で必要な経費は、全て委託料に含むものとする。

エ 令和9年度以降、専用ウェブサイトの保守・運營業務を受託したものがドメイン、サーバー利用料等のランニングコストを負担することにより専用ウェブサイトの構築・運営等、事業を継続して実施できるようにすること。また、仕様書・マニュアル等の整理、ドメインやサーバー等の契約情報の整理、運営に必要なアクセス権限を明確にする等、令和9年度以降の受託者へ遅滞なく引き継げるよう管理すること。

オ 専用ウェブサイトは各種OS並びに各種ブラウザ(MicrosoftEdge、MozillaFirefox、GoogleChrome、Safari等)の最新バージョンからの閲覧に対応していることとし、利用者が無料で利用できるものとする。

カ コンテンツの充実や後述するセキュリティ対策が適切に講じられるように、サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、参照元、ページビュー数等を測定できるようにすること。

キ 専用ウェブサイトの公開時期は令和9年1月末を目指すこと。

ク 専用ウェブサイトのデータ一式(HTMLファイル、CSSファイル、

Javascript ファイル、Illustrator/Photoshop データ、画像素材など) は、DVD-R 等の記録媒体に格納し納品すること。

⑧ 専用ウェブサイトの運用管理・保守・セキュリティ対策

- ア セキュリティ対策がとられたCMS等を利用し、安定的に保守管理をすること。また、運用上必要となる機能の追加、バージョンアップを行うこと。
- イ 岡山市より軽微なメインビジュアルの変更、掲載内容の追加・変更等、指示がある場合は対応すること。
- ウ 各種OS、各種ブラウザの新バージョンが公開された場合は、無償で速やかに利用可能となるよう対応すること。
- エ サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じ、外部からの攻撃を防ぐ対策を講じるとともにそれを管理すること。また構築時にクロスサイトスクリプティング等の脆弱性がない構成にすること。
- オ 契約締結後速やかに、障害発生時の緊急対応に関する連絡先を岡山市へ報告するとともに、障害発生時の対応フローについて協議をすること。
- カ メンテナンス等によりサービスを停止する場合は、原則として1週間前までに停止理由及び停止期間等を、速やかに岡山市へ報告すること。
- キ 障害発生時には、岡山市へ連絡するとともに、原因究明、復旧措置、対処報告等を的確かつ速やかに行うこと。なお、障害発生時に岡山市と復旧までの計画を立て、復旧を行うこと。また、再発防止のための措置について適宜経過報告書を提出すること。
- ク 情報の漏洩、改ざん・破壊、不正侵入、マルウェア感染など重大な影響が想定されるセキュリティ事故が発生した場合には、岡山市と協議の上、ウェブサイトの掲載停止又はサーバーの停止を行い、影響範囲の特定、原因の追究、証拠保全措置等の緊急対応を実施すること。
- ケ 復旧目標時間までに復旧させることが困難である場合は、その原因及び新たな復旧目標時間を岡山市に報告すること。
- コ 岡山市から求められた際にはアクセスログを提出すること。
- サ そのほかトラブル等が発生した場合、速やかに必要な対策を講じること。
- シ 受託者が適切な対応を怠り、岡山市又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- ス 令和8年度内に係る運営管理・保守・セキュリティ対策費用については、委託料に含める。また、SSL証明書の名義は岡山市とし、費用は受託者が負担するものとする。

⑨ 看板貼付用二次元コードシールの作成

現物の各看板に、専用ウェブサイト内の各看板ページへリンクする二次元コードのシール(縦約2cm×横約2cm、看板1基につき1枚)を貼付するため、1つの看板につき予備用含む2枚の二次元コードシールを作成し、対象ページへリンクしてい

るかを確認の上、令和9年1月末を目途に納品すること。なお、シールは、対候性があるものとする。

(4) 周遊コースの設定

現地への来訪をいっそう促進することで、歴史・文化の継承を図るとともに、交流人口の増加や地域の活性化につなげるため、冊子、専用ウェブサイトに掲載する周遊コースを複数提案し、岡山市と協議の上、設定すること。なお、企画競争時に、例として一つのコース案を提案し、企画提案書に入れ込むこと。

- ① 周遊コースは、興味・関心を惹き、現地へ足を運びたいものとするを前提とし、現実的で実現可能なコースとすること。
- ② 周遊コースは、必要に応じて、看板だけでなく観光資源等も加え、わくわく感のあるものとする。
- ③ さまざまな年齢・属性の方が楽しめるよう、周遊コースには、公共交通機関で周遊可能なコースも含めること。

(5) 定例会議の実施

本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、定例会議を開催し、報告・進捗確認を行うとともに、岡山市と協議の上、本業務に関する進捗の確認を行うこととする。

また、業務の開始にあたり、契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議等を行うための業務開始時会議を別途開催する。

なお、緊急を要する事項が発生した場合又は岡山市が必要と判断した場合は、以下の会議以外にも随時会議を開催する。

- ① 業務開始時会議：1回
- ② 定例会議：月2回程度
 - ・日時：本業務の契約締結後に岡山市と受託者の協議により決定
 - ・場所：岡山市が指定する場所（原則、岡山市の庁舎内会議室）また、随時、電話やメールで連絡調整を行うこと。

(6) その他業務・備考

- ① 冊子、専用ウェブサイトを広く発信するためのチラシデータ（A4サイズ・1枚程度）を提案の上、作成すること。納品時期は令和9年1月末を目指すこと。
- ② 冊子、専用ウェブサイトを活かした活用案（イベントなど）について提案すること。活用案は、周遊を促進させるものとし、実施は令和9年度以降を想定したものとする。なお、令和8年9月末までに、その時点での活用案（概算費用を含む。）の中間報告を行うこと。
- ③ 同節（1）から（6）の②までの業務に加え、受託者が事業効果を最大化するために必要と考える内容については、概算予算額の範囲内での提案を受け付ける。

第2節 報告義務

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなけ

ればならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項について、受託者は、定期的にその進捗を報告すること。

- (2) 本業務の実施中にトラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに岡山市に報告しなければならない。また、処置を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

第3節 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の種類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務責任者届
- (3) 事業実施計画書（第4節納入成果物参照）

第4節 納入成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下の通りとする。

成果物	内容	納入時期
事業実施計画	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。	本業務着手後速やかに
冊子データ	冊子のデータを記録媒体（DVD-R等）に記録したもの。形式はIllustrator及びPDFとする。	納品時
専用ウェブサイトデータ	専用ウェブサイトのデータ一式（HTMLファイル、CSSファイル、Javascriptファイル、Illustrator/Photoshopデータ、画像素材など）を記録媒体（DVD-R等）に記録したもの。	納品時
二次元コードシール	作成した看板貼付用シール。どの看板のシールか分かるようにすること。	納品時
チラシ用データ	チラシ用データを記録媒体（DVD-R等）に記録したもの。形式はIllustrator及びPDFとする。	納品時
活用案	冊子、専用ウェブサイトの令和9年度以降の活用案。	納品時 (令和8年9月末までに中間報告を行うこと。)

第5節 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、

第28条に定める権利を含む。)を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 本業務を実施するにあたり、第三者が権利を有する素材（キャラクター等）を使用する場合には、事前に岡山市と協議の上、使用を決定することとし、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

第6節 成果品の利用

- (1) 岡山市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）できるものとする。
- (2) 岡山市は、本業務で制作された成果品を、本業務の目的若しくは運営上の必要又は岡山市の業務の必要により、内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除、編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して、使用、保存及び公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。

第7節 成果品の瑕疵

- (1) 納品後に成果品に「瑕疵」が発見された場合は、岡山市の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- (2) 成果品の納品後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正すること。

第8節 業務期間

本業務の期間は、契約日から令和9年3月31日（水）までとする。

第9節 協議

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者

で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。

- (2) 岡山市において必要と認められた時は、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、両者の協議により定めるものとする。